（電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の一部改正）

第五十条　電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和二十八年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業（その営む事業の事業主又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者（同項第十五号に規定する発電事業者をいう。）が営むものに限る。）」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の二第一項及び第四十二条の五第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第五十七条の四第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「発電事業」に改め、同条第五項第三号中「第九条第一項」を「第二十七条の二十七第三項」に改める。

第六十八条の十第一項中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第六十八条の五十四第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業」を「発電事業」に改め、同条第四項第三号中「第九条第一項」を「第二十七条の二十七第三項」に改める。

第五十二条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条各号の一に」を「第三条各号のいずれかに」に、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第七号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改め、同条第九号中「一に」を「いずれかに」に改める。

（電気用品安全法の一部改正）

第五十三条　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第五十四条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の六第一項第二号イ中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一号」を「第二条第二号」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第五十五条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「の各号」を削り、同項第二号中「一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改める。

（法人税法の一部改正）

第五十六条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に、「同項第三号」を「同項第十号」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「同項第五号」を「同項第十四号」に、「特定電気事業」を「発電事業」に改める。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　みなし登録特定送配電事業者が営む特別小売供給を行う事業は、附則第二十三条第一項の政令で定める日までの間、前条の規定による改正後の法人税法第四十五条第一項第一号に掲げる事業とみなして、同条の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正）

第五十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百四号を次のように改める。

百四　小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録	
(一)　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の二（事業の登録）の小売電気事業の登録	登録件数　一件につき九万円
(二)　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十七条第一項（旧供給区域の変更等）の変更の許可（同法附則第十六条第一項（みなし小売電気事業者の供給義務等）に規定する旧供給区域の増加に係るもの（当該旧供給区域の属する市町村内における旧供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数　一件につき九万円
(三)　電気事業法第三条（事業の許可）の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第六条第二項第四号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）	許可件数　一件につき九万円
(四)　電気事業法第二十四条第一項（供給区域外に設置する電線路による供給）の供給区域外の供給の許可	許可件数　一件につき一万五千円
(五)　電気事業法第二十七条の四（事業の許可）の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二（準用）において読み替えて準用する同法第八条第一項の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第四号（許可証）に掲げる振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加に係るものに限る。）	許可件数　一件につき九万円
(六)　電気事業法第二十七条の十五（小売供給の登録）の特定送配電事業者による小売供給の登録	登録件数　一件につき一万五千円
(七)　電気事業法第二十七条の三十一第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可	許可件数　一件につき一万五千円
(八)　電気事業法第五十一条第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円
(九)　電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　附則第一条第二号に定める日から施行日の前日までの間に受ける附則第六条第二項又は第七条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第百四号の規定の適用については、同号中「供給区域等の変更の許可」とあるのは「供給区域等の変更の許可、小売電気事業若しくは特定送配電事業者による小売供給の登録」と、同号(一)中「の電気事業の許可」とあるのは「の電気事業の許可又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この号において「電気事業法等改正法」という。）附則第六条第二項（小売電気事業の登録等に関する経過措置）若しくは第七条第二項（小売電気事業の登録等に関する経過措置）の登録」と、同号(一)イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。）」とあるのは「限る。）又は電気事業法等改正法附則第六条第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」と、同号(一)ハ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。）」とあるのは「限る。）又は電気事業法等改正法附則第七条第二項の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。